職員の定年等に関する条例等の 一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和四年十月十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県条例第十四号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等 の条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

職員の定年等に関する条例 (昭和五十九年三月奈良県条例第十 七号) \mathcal{O} 部を

次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則 (第一条)

第二章 定年制度(第二条—第五条)

第三章 管理監督職勤務上限年齢制 (第六条--第十一条)

第四章 定年前再任用短時 間勤務制 (第十二条・

第五章 雑則 (第十四条)

附則

第一章 総則

第百六十二号)第五十六条の四第二項及び附則第三十八項におい 二十八条の七並びに附則第二十一項及び第二十三項並びに警察法(昭和二十九年法 四条第一項」を る国家公務員法 一条中 という。 第二項及び第四項、 第二十八条の二第一項から第三項まで及び第二十八条の三」を 「法第四条第一項」に改め、 (昭和二十二年法律第百二十号)附則第九条」に、 第二十二条の 第二十八条の五、 四第一項、 第二十二条の五第一項、 同条の次に次の章名を付する。 第二十八条の六第一項及び第二項、 て読み替えて適用す 「地方公務員法第 第二十八条の二

第二章 定年制度

第三条中「六十年」を「六十五年」に改め、 同条ただし書を削 る。

き続き」 「その 第四条第一項中 「当該職員を当該定年退職日に 職員に」 に改め、 を 同項各号列記以外 「同条の規定にかか 「次の各号のい ずれ お \mathcal{O} V わらず、 部分に次 て従事し かに該当する」を「次に掲げる事 てい 当該職員に」 のただし書を加える。 る に、 に、 「引き続 「その 1 由 職員を当該」 [があ Ś 引

占め り延長された異動 異動期間 ただし、 てい を る職員に (第六条に規定する職を 第九条第三項及び第四項 11 . う。 つい 期間を含 以下この ては、 項にお む。 この いう。 限りでない を延長した職員 1 て同じ。 の規定により異動期間 以下こ の条及び第三章に (同条第 であ 0 て、 項又は第二 (同条第一 定年退職 おい て同じ。 項 項に規定する 日 の規定によ おい

え、 に改め、 に、 障が生ずること」に改め、 することとされた職員及び第二項の規定により 」に改め、 項ただし書中「その」を「当該」に改め、 を容易に補充することができず」 「ある」 「その 第四条第一項第一号中 とする」 「その」 「第一項の 職員」 に改め、 同条第二項中「前項の事由」を 同条第四項中 を「当該職員」に、 に改め を「当該」 事由 「得て、 が存 に、 「その」 「任命権者は」 しなくなつた」 _ 同項第三号中 の下に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、 「繰り を加え、 を「当該」 「できないとき」を「できず公務の運営に著しい 上げ の下に、、 を て退職させることが 「前項各号に掲げる事由」に、 「その」を「当該」に、 同条第三項中「引き続いて」 「第 ーとき」を に改め、 期限が延長された職員に 一項各号に掲げ 第一 「こと」 「により」 項の規定により引き続き勤務 できる」 に改め、 る事由 \mathcal{O} 「とき」を「こと」 下 を が に を「引き続き なく 9 同項第二号中 「生ずる 「存する」を 1 なっ て ŋ た 一げる を加 欠員 同

本則に次の三章を加える。

第三章 管理監督職勤務上限年齢制

管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職

第六条 占める職を除く。 (病院、 法第二十八 保健所、 条の二第一項に規定する条例で定める職は、 社会福祉施設等におい とする。 て医療業務に従事する医師及び歯科医師が 次 \mathcal{O} 各号に 掲げ る職

- 管理職手当を支給され 関する条例 第十七条第 般職の 職員の給与に関する条例 一項又は県営水道の業務に従事する企業職員 (昭和 四十二年三月奈良県条例第三十九号) でる職員 \mathcal{O} 職 (昭和三十二年九月 第四条第一 の給与の 奈良県条例第三十三号) 種 項に規定する 類及び基準に
- 警視又は 警部 \mathcal{O} 階級 にあ る警察官 (前号に掲げ る 職 を除
- 動務上 限年齢 \mathcal{O} ほ か れ 5 に . 準 ず る職と て 人事委員会規則で定め

第七条 とする。 法第二十八条の二第一項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、 年齢六十年

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

- 第八条 第十五条、 次に掲げる基準を遵守しなければならな 章におい 任命権者は、 7 第二十三条の三、 他 0 職 法第二十八条 の降任等」という。 第二十七条第 \mathcal{O} 二第四項に規定する他 項及び第五十六条に定めるもの を行うに当た の職 0 て は、 の降任等 法第十三条、 (以下 \mathcal{O} ほ カゝ
- 遂行能力」という。 と認められる職に、 の二第一項第五号に規定する標準職務遂行能力 当該職員の人事評価 (降給を伴う転任に限る。 をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第十五 降任等をすること。 及び当該降任等をしようとする職に の結果又は勤務の状況及び職 (以下この条及び第十条に (次条第三項に 務経験等に基づ 0 お 11 お て 1 \mathcal{O} į١ て 適性を有する て「標準職務 「降任等 又
- 勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理 上 人事の計画その 段階に 属する職に、 他の事情を考慮した上で、 降任等をすること。 監督職 管理監督職 のうちできる 以 外 の職 限 又は管理監督 り 上位 \mathcal{O}
- と同じ は、 降任等をすること。 以下この と認め 第 職員 職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に 号に 号に 制 5 \mathcal{O} れる場合を除き、 おい 掲げる基準に従 他 \mathcal{O} 段階 \mathcal{O} て 職 ょ \sim 「上位職職員」 り上位 \mathcal{O} 降任等をする際に、 上位職職員の降任等をした職 った上での \mathcal{O} 職制 という。 上 一の段階 状況そ 当該職員 に属する管 \mathcal{O} \mathcal{O} 他 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 職 事情を考慮し が 理監督職を占め 占 \sim が属する \mathcal{O} 8 降任等 7 11 た管 職制 もする場合に てやむを得な 理 る職 監督 上の段階
- 2 任等」 第三号中 この場合において、 八条の二第四 前 規定による任命 項の という。 規定は、 「職員」 下 単に 項に規定する他の 警察法第五十六条の とあ とある 前項中 特定地方警務官」 以下 る \mathcal{O} のは は 「任命権者」 「特定任命 「特定地方警務官」 職 「警察法第五十六条の二第一 への降任等 という。 四第一項の規定による任命に とい とあるの う。 (以下この章において Ł, は に対 「警察本部長」と、 と 同 項 第 同項第 同法第五十六条の四第 項に規定する特定地方 号中 号、 つい 他 降任又は転任 の職へ 第二号及び て準用する。 「法第二十 の降

第二号中 とある (降給を伴う転任に限 降任等 とあ るの \mathcal{O} 降 は .任等」 とあ は 「特定任 「特定任命」 とあ \mathcal{O} る。 は 命 る と, \mathcal{O} 特定任命」 は 以 「特定任 「降任等をし 下この 「降任等を」 と, 命」 条及び第十条に と、 た 読み替える とあ とあ 同項第三号中 る る \mathcal{O} t は お \mathcal{O} は \mathcal{O} い とする。 特定任命 7 「特定任 「降任 他 \mathcal{O} を . 等 _ 命を Ł, した」 لح \mathcal{O} 降任 7) 同 等 項

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職 \sim の任用 の制 限 \mathcal{O} 例

第九条 著しい 間内。 退職 た日 該職員の 管理監督職に へき地勤務等の当該職務に係る勤務環境その 7 同 \Diamond 日 0 支障が 翌 日 る職 第三項に が 任命権者は ある職員に 員に カュ \mathcal{O} ら同日 係る異動 生ずると認めるときは、 職 \mathcal{O} 末日 お \sim 当該 \mathcal{O} 11 、て同じ。 あ \mathcal{O} 以後における最初 降任等による欠員を容易に補充することができず 他の 期間 管 っては、 翌日から 職 理監督職を占 \sim (当該管理監督職に係る管理監督職勤務上 \mathcal{O} 起算 当該異動 降任等をすべき管理監督職を占め で当該異動 8 0 て一年を超えな 人事委員会の承認を得て、 たまま勤務をさせることが 期間の末日 四月一日ま 期 間 他 を延長 の勤務条件に特殊性が \mathcal{O} で の間を 꽢 11 期間 日 引き続き当該 から定年退職 いう。 内 (当該 る職 当該職員が占め で 以 きる。 期 公務の あるた 員に 限年齢に 下この章 管理 間 日 ま 内 9 運営に で 8 · 達 定 \mathcal{O} 年 お

- 異動 での とが る事 理監督職に係る異動 H れ が た 任命 期間 期間 できる。 期 ある職員にあ 由 権者は、 間 が を含む。 \mathcal{O} 引き続きあると認めるときは、 末日 ただし、 第四 \mathcal{O} 前 $\overline{}$ 頃に 翌日 0 項又はこ 7 期 が 更に 延長された管理監督職を占 間 お は から起算して一年を超えな \mathcal{O} 1 末日 て同じ。 延長される当該異動期間 \mathcal{O} 延長された当該異動 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定に 翌日から起算して三年を超えることが で延長さ ょ 人事委員会 ŋ 異動 期間 れた当該異動 期 8 11 期間内 の末日 間 る \mathcal{O} \mathcal{O} 職員 末 承認を得て これ 日 は、 E \mathcal{O} (当該 翌日 期間を更に延長す 5 9 の規定 当該職員 VI から定年退職 期 て、 間内に定年 延長された当該 によ 前 できな (が占め 項に り 規 延長 定す るこ 日 X
- 3 管理 他 定管 0 任命権者は、 監督 職 \mathcal{O} 特 \sim 職 \mathcal{O} であ 降任等をす \mathcal{O} \mathcal{O} 事情 職 項に 群 第一項の 0 て、 お が 属 あ 11 す これらの × 7 る管理監督職と 規定に る管理監督職 き特定管理監督職群 同 より異動 欠員を容易に補充することが **!**属す \mathcal{O} 属 る管 て 期間を延長することが でする職 理監督 事委員会規則 (職務 制 職 \mathcal{O} 内容が を占 \mathcal{O} 段階 で定め 8 できな 相互に類 \mathcal{O} る 標準的 職員 できる場合を除 る管 E 11 年齢 理 似 な職 9 監 VI する複数 督職 別 7構成そ き、 当該 $\widehat{\mathcal{O}}$

害が 当該 理監督 該 を延長し、 職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動 準職務遂行能力及び当該管理監督職 理監督職に降任し、 ま勤務をさせ、 |管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢 管理監督職に生ずる欠員を容易に補 生ずると認めるときは、 職 \mathcal{O} 引き続き当該管理監督職を占め 数に 満たない 又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の 若しくは転任することができる。 等 \mathcal{O} 事情があ 人事委員会の承認を得て、 に る 0 ため、 11 充することが ての ている職員に当該管理監督職を占め に達した職員を除く。 適性を有すると認められ 当該職員 できず業務 当該職員が占める管理監督 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 職 の遂行に重大 \sim \mathcal{O} 降任等に \mathcal{O} 数が当 る職 他 員 該管 たま 期間 な障 \mathcal{O} (当 1)

4 を超え 動期間 理監督職を占める職員に 定する事由 人事委員会の に延長することができるときを除く。 延長された期間を含む。 任命権者は、 ない (前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。 .があると認めるとき(第二項の規定により延長された当該異動期間 期間内で延長された当該異動 承認を得て、 第一項若しくは第二項の規定により異動期間 ついて前項に規定する事由 が延長された管理監督職を占める職員に 延長された当該異動期間 期間を更に延長することが 又は前項若しくはこの項の が引き続きあると認めるときは \mathcal{O} 末日 の翌日か これ ~できる。 ら起算 · つ 5 が延長され 規定によ 11 \mathcal{O} 規定に て前項に規 7 た管 を更 り異 n

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

定により ればなら 任命権者は、 な 他 の管理監督職に降任等をする場合には、 前条の 規定により異動 期間を延長する場合及び同 あらかじめ職員の 同意を得なけ 条第三項 \mathcal{O}

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第十一条 異動期間 の降任等をするものとする。 の末日の到来前に当該異動期間 任命権者は、 第九条の 規定によ \mathcal{O} り異動期間を延長 延長 の事由 が消 滅 した場合に したときは おい \mathcal{O} 当該

第四章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第十二条 その他 \mathcal{O} をし 法律により 任命権者は た者 (以下この 任期を定め 年齢六十年に達 条及び次条に て任用さ れ た お る職員及 日 V 以後に退職 7 \neg 年齢六十 CK 非常 (臨時的 勤職員 车 以 に任用 上退職者」 が 退職 され す る場合を لح る職 いう。

職員が、 て同じ。 たりの 用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日 務を要する職 短時間勤務 いるものとした場合における定年退職日をいう。 限りでない 従前 通常の勤務時間に比し短い 常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種 に採用することができる。 0 の勤務実績その でその 職 (当該職を占める職員 職務が当該短時間勤務 他 \mathcal{O} 人事委員会規則で定める情報に基づく選考によ ,時間 ただし、 \mathcal{O} である職をいう。 週間当たり \mathcal{O} 職と同種 年齢六十年以上退職者がその者を採 \smile を経過した者であるときは、 の通常 \mathcal{O} 職を占 以下この条及び次条にお (短時間勤務の職を占める 0 勤務時 8 る職 間が、 員 の職を占めて \mathcal{O} 常時 週間 り、 11

第十三条 考により、 二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の地方公共団体 年以上退職者を、 任命権者は、 短時間勤務の職に採用することができる。 従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選 前条本文の規定によるほか、 県が組織する地方自治法 の組合の年齢六十 (昭和

前項の場合においては、 前条ただし書の規定を準用する。

第五章 雑則

附則中第四項を第十項とし、 (定年に関する経過措置) この 条例 の実施に関 第三項を第九項とし、 し必要な事項は、 人事委員会規則で定める。 第二項の次に次の六項を加える。

3 適用に あるのは、 令和五 年四月 ては、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 日から令和十三年三月三十一日まで 次 0 表の上欄に掲げる期間 の区分に応じ、 の間に 同条中「六十五年」と おける第三条の規定の

令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで 六十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで 六十六十	令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで 六十
六十四年	六十三年	六十二年	六十一年

4 年 -十月奈 前 項 É \hat{O} 規定は、 前 良県 \mathcal{O} 条例 第三条ただ 職員 第十四号。 の定年等に関する条例等 し書に 以下 規定する職員 令 和 四年 K 改 正 は \mathcal{O} 条 例 部 適用 を改正する等 لح な 11 う。 11 第 \mathcal{O} 条例 \mathcal{O} **令** 和 兀

(定年による退職の特例に関する経過措置)

- 5 当該 超えることができな 務させることに \mathcal{O} は 書の 項又は 和五 職員が占めて 「第九条第一項 規定の 年 第二項 应 適用に 月 つい _ \hat{O} 日 11 か 規定により る管理監督職に係る異動 9 カン い」とする。 て人事委員会の承認を得たときに 5 11 ら令和十年三月三十 ては、 第四項まで」 当該異動期間を延長 同項ただし書中 Ł, __ $\overline{\mathcal{L}}_{\mathcal{O}}$ 期 日 間 ま 「第九条第三項及び第 限 の末 で した場合 ŋ \mathcal{O} でな 限 日 間 るもの に \mathcal{O} 翌 お 11 こであ ù 日 け とある から と る第四条第 0 起算し て、 当該期限 匹 \mathcal{O} 項 引き続き勤 は て三年を 第 とあ 項 九 た
- 6 当該 規定に VI とする。 7 前 項の 職 は より 員が 規定の適用を受ける職員に対する第四条第二項ただし 同項ただし書中 読 占 8 み替えて適用する第四条第一項ただし書に規定す 7 11 る管理監督職 「定年退職 に係る第九条第 日 一 とある $\tilde{\mathcal{O}}$ は、 項に 「定年退 規定す る職員 職 書 る異 $\bar{\phi}$ 日 規定の 動 **(**) にあ 期 間 則 適用 第五 0 \mathcal{O} 末 7 一項の は、 0

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

7

する 経過 行うべ を定め る年 べき年 務 六十年に 認を行うべ 正 前の \mathcal{O} 職員」 意思の 车 権者は 度の 度の き年度に 置 対 第三条ただし書に規定する職員を除 て任用され (当該 達する日 \mathcal{O} 末日 という。 き年 末日 確認を行うべ 内 容その 当該 日 「まで 当分 が 度の 後に採用された職員 職員でな 年度 る職員、 職 \mathcal{O} 他 員 \mathcal{O} 末日を経過することとなった職員 属する年度 \mathcal{O} が 期間、 を除く。 間 \mathcal{O} \mathcal{O} 年齢 き年度」 カュ 必要な情報を提供 初日であ 職員 った者で、 非常勤職員及 末日 六 + \mathcal{O} (臨時的 とい にあっ 年 経過職員に 前年度(以下 る場合は に (異動等により情 . う。 · 達 す 当該情報 ては当該 び令和四年改正条例 に任用され する Ź 当該 あ 日 (情報 以下こ この 以 0 t の提供及 年度 職員 後 ては当該 \mathcal{O} 項に とするととも に \mathcal{O} る職員そ 提供 が採 適 \mathcal{O} 報 \mathcal{O} 以 用 前 CK お 項に の提供及 下この 職員 用 勤務 及 V 年 さ 度 され お れ て 第 び \mathcal{O} の異動 の意思 る任用 勤 1 一条 他 項に た び勤 情 て同 に、 務の \mathcal{O} に 日 報 \mathcal{O} 法 規定に 等 意思 及 お お 律に 同 務 カ \mathcal{O} \mathcal{O} 確 提 CK \mathcal{O} 5 日 11 11 \mathcal{O} 意思 認を行 給与 て、 て \mathcal{O} 同 \mathcal{O} 供 꽢 確 ょ が 日 及 が ŋ 当該 末 属す \mathcal{O} 認 年 \mathcal{O} Ħ 属 う

後に おける勤務の意思を確認するよう努めるもの とする

8 官 努めるも 提供するものとするとともに、 に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置 の前年度に 警察本 (以下単に 不部長は のとする お 11 「特定地方警務官」 て、 当分の 当該特定地方警務官に対 間、 警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務 同日 という。 の翌日以後における勤務の意思を確認するよう Ĺ が年齢六十年に達する日 当該特定地方警務 \mathcal{O} 内 |容そ $\bar{\mathcal{O}}$ 官が 他必要な情報を \mathcal{O} 属す 年齢六十年 んる年度

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 __ 般職の職員の給与に関する条例 (昭和三十二年 九月奈良県条例第三十三号)

の一部を次のように改正する。

の者」を「当該職員」 第六条第三項中 「の定める」 に改め、 を「で定める」 同条第十項を次のように改める に改め、 同条第四 項及び第六 項 中 「そ

10 職員の 条例 員 て得た額とする により当該定年前再任用短時間勤務職員 は第十三条第一項の規定により の定年前再任用短時 職員の定年等に関する条例 とい 第三条第三項又は第五項の 勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除 う。 の給料月額は、 間 勤務職員の (昭和五十九年三月奈良県条例第十七号) 規定により定めら 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用され 採用された職員 欄に掲げる基準給料月額 の属する職務 以下 れた当該定年前再任用短時間 \mathcal{O} 「定年前 級に応 のうち、 じた額に、 再任用短時間勤務職 して得た数を乗じ 第一 第十二条又 勤務 項の る給 規定 勤務

第六条の二を削る。

号において」 加え、 間勤務職員」 この号及び次項において」を加え、 「算出 「当該 \mathcal{O} 第十一条の六第一項第一号中 号中 下 職 したその者」を「算出した当該職員」に改め、 同 員 項第二号中 「算出 を加え、 $\bar{\mathcal{O}}$ に を「定年前再任用短時間勤務職員」 ラにお 改め、 したその者」 「以下」の下に「この条において」を加え、 1 同条第三項中 「その者」を 7 を を加え、 算出 以下」 同号ただし書中「以下」 「当該職員」 \neg 「その者」 の 下 に 以下」 た当該職員」 を $\frac{1}{2}$ に改め、 を に改め、 \neg の項 「当該職員」 第一 に改 「相当する額 から第三項までにお 号に め 同項第三号中 同項第二号中 の下に お 同号ただ に改め ٧١ 同条第二項第一号中 て _ [۲] (以下」の下 に改 の号及び第三 「その者」 「再任用短時 書中 め、 VI 7 同項 を を

勤務職 号中 え、 任用短時間勤務職員」 に改める。 この 第十三条第一項中「場合は」 「場合は」 員 (第二項の 条に を おい 「定年前再任用短時 を . て 規定により読み替えて適用する場合を含む。 「場合には」 を加え、 に改め、 に改め、 を「場合には」 同条第五項中 同条第四 間勤務職員 項 同条第六項第一号中 中 「再任用短時間 以下 に改め、 に改め、 の 下 同条第三項中 同条第二項中 12 勤務職員」 [کی 「場合は」 の条におい を削 \neg 「再任用短 を「場合には を り、 以下」 「定年 . て _ 同 項第一 を加 一時間 \mathcal{O} 再

める。 職員」 第十九条第二項 に改め、 同条第三項中「再任用職員」 单 「第二十条」 を 「第二十条第二項各号」 を「定年前再任用短時間勤務職員」 に、 マ \bigcirc 者 を 「当該 に改

職員」 に改める。 第二十条第一 に改め、 項中 同条第二項各号中 「この条」 を この 「再任用職員」 項から第三項まで」 を「定年前再任用短時 に、 「その 者 間勤務職員」 を 「当該

用短時間 第二十条の二第二項中 第二十条の三第 勤務職員」 項及び第二十条 に改める。 「再任用職員」 \mathcal{O} 兀 を 中 「定年前 「再任用短時 再任用短時間勤務職員」 間 勤 務 |職員| を 「定年前」 改 再任 める。

第二十条の 「再任用職員」 七 第二項中 を 「第九条の二」 「定年前再任用短時間勤務職員 を 「第六条第二項 カ に改 ら第 かる。 九項まで、 第九 条 \mathcal{O}

改める 第二十三条の二第七項第二号中 「を超えない 範囲内で定め られた」 を 「未満 \mathcal{O} 12

附則に次の十項を加える。

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置

29 職員に 員の受け 属する職務の 月一日 当分 を生じたときはこれ \hat{O} 適用される給料表 (附則第三十一項及び第三十三項において「特定日」という。 間、 る号給に応じた額に百分の 切 n 級並びに同条第二項、 職員の給料月額は、 上げるも を切り捨て、 \mathcal{O} の給料月額のうち、 とする。 当該職員が六十歳に達した日後における最初 第三項、 七十を乗じて得た額 とする。 五十円以上百円 第六条第一項の 第五項及び第六項の規定に 未 満 (当該 \mathcal{O} 端数を生じたときはこ 規定により当該職員 額 に、 五十円 ょ 以後、 り当該職 [未満の 当該 \mathcal{O} 几 \mathcal{O}

30

前

項

 \mathcal{O}

規定は、

次に掲げる職員には適用

しない

- 非 臨 時的に 勤 職 員 任用される職員その 他 \mathcal{O} 法律により任期を定めて任用される職員及び
- だし書に 条例第十四号) 職員 \mathcal{O} 定年等 規定す んる職員 第 に 関す 一条 る条例 \mathcal{O} 規定に 等 \mathcal{O} よる改正前 部 を改 正 \mathcal{O} 職員 す る 等 \mathcal{O} 定年等 \mathcal{O} 条 例 に関す 令 和 え条例 兀 年 $\dot{+}$ 第三条た 月 奈 良 県
- 三 を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員 規定する異動 職員の 定年等に関する条例第九条第一 期間 (同項又は同条第二項 の規定により延長され 項又は第二項 \mathcal{O} 規 定に た期 ょ り 間を含む。 同 条 第 --- 項に
- 兀 職員を除 員 職員の定年等に関する条例第四条第一 (同条例第二条に規定する定年退職 日に 項又は第二項 お 11 て前 項 の規定に の規定が ょ 適 V) 勤 用 され 務 l 7 7 11 11 た る
- 31 該 切 たときは 三十三項に 7 に いこととなる職員 という。 他の ŋ 1 法第二十八 額と特定日給料月額との 上げ 則第二十 職 これ 附則 るも 料月額に \sim お \mathcal{O} を切り (第二十九項の規定により当該職員の受ける給料月額 条の二第四項に規定する他 降任等をされた日 のとする。 11 九項の規定により当該職員 の前 て 百分の 日 (人事委員会規則で定め 「特定日給料月額」 捨て から引き続き同 以下この 七十を乗じ 差額に相当する額を給料とし 五十円以上百円未満 (以下こ 項にお て得た額 --- という。 の給料表 \mathcal{O} 1 の受ける給料月額 \mathcal{O} 項及 職 る職員を除 て 「基礎給料月額」 \sim (当該 Ű \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 端数を生じたときはこれを百 が 異 適用を受ける職員 降任等をされた職員 附則第三十五項にお 額 に、 動 て支給する。 日 $\overline{}$ 五 (以下こ \mathcal{O} には +前 冉 لح 日 に当該 \mathcal{O} 11 未満 当分の う。 \mathcal{O} 0 ほ うち、 項及 であ か、 1 \mathcal{O} 端 職 て 間、 に達 数を 員 び 基礎給料 0 「異動 が 特定 附 て、 特定 受け 則 円
- 32 給料 額と特定日給料月額 額 前 が 月 \mathcal{O} 項 級に \hat{O} 額を超える場合における前項 第六条第 規定による給料 おけ る最高 一項の規定により当該職員 とある 0 号給 \mathcal{O} 額と当該給料を支給される職員 \mathcal{O} \mathcal{O} 給料月額と当該職員 は、 の規定 「第六条第一項 0 の属する 適用に の受け 職務 \mathcal{O} 0 規定に 11 ては の級 る給料 の受ける給料月 に ょ り当該 おける最高の号給 同 .月額 項中 職員の属す 「基礎給料 とする 類との Ź 月 \mathcal{O}
- 33 警察法 員 り が 昭 似員とな 適用を受け 和二十九 0 た者 年法律第百六十二号) 7 \bar{O} V うち、 た --- 般 特定 職 \mathcal{O} 職員 日 給料 \mathcal{O} 給与 月額 第五十六条の に が 関 当該 す る法 任命を 四第一 律第六条 き 項 ħ \hat{O} 規 た 規定す 定によ 日 \mathcal{O} る任 る公

34 当分の きは 未満 安職 ほか いう。 て、 るの 附 俸 則第三十二項 附則第三十二項 \mathcal{O} L給表に. 間、 れを百 は 端 基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料と 数を生じ 「基礎俸給月額」 達し 特定日以後、 定められ な に 切 の規定は、 たときはこれ いこととなる職員 中 ŋ 上げ る俸給月 「前項」とある 附則第二十九項 と読み替えるも るも 前項の を切り 額に百分の \mathcal{O} とする。 規定の (人事委員会規則 捨 \mathcal{O} は \mathcal{O} て 適用に 規定により のとする。 以下 七十を乗じて得た額 「第三十三項」 五十円以 9 \mathcal{O} り当該 V 項 で定め E て準用する。 上 お 百円未満 と 職員 VI る 7 職員 の受ける給料月 基 「基礎給料月額」 (当該 の端 を除 礎 俸給月 数を生 額に、 の場合に て支給 額 じ 五 額 す に + は、 甪 \mathcal{O}

- 35 る。 り、 当分 項の 適用を受ける職員に限り、 異動日 規定に 附 \mathcal{O} 間、 則第三十 \mathcal{O} 当該 前日から引き続き給料表 よる給料を支給される職員と 職員の受ける給料月額 _ 項及び第三十二項 附則第三十一項に規定する職員を除く。 \mathcal{O} の適用を受ける職員 規定に準じ \mathcal{O} ほ の権衡上必要があると認めら か、 人事委員会規則で定めるところに て算出 し (附則第二十 た額を給料 れる職員 であ 九 として支給 項 9 \mathcal{O} て、 に 定 ょ 同 \mathcal{O}
- 36 附 定に 職員 料を支給され 附 則第二十九 準じて算出 の受ける給料月額 則第三十 項の る職員との __ 項、 した額を給料 規定の 第三十三項 \mathcal{O} ほ 権衡上必要が 適用を受け か として支給する。 文は 人事委員会規則 る職員 前 あ 項 ると認め \mathcal{O} 規定に であ 0 で定めるところに て、 5 よる給料を支給され n る職員 任用 \mathcal{O} 事情を考慮 に は より 当 分 る 職 の間、 前 L 員 て当 五. 項 以 \mathcal{O}
- 37 す 項又は第三十六 の三第一 る第十九条第五項 附 「給料月額」とあ 則第三十一項、 項、 第二十条の 項の るの 規定による給料 第三十三項又は前 (第二十条第四項に は、 四及び第二十条の五第二項の 「給料月額と附 \mathcal{O} 額と 二項の規定による給料 お の合計額」 1 則第三十 て準用する場合を含む。 とする 項、 規定の適用に 第三十三項、 を支給される 0 $\overline{}$ VI て 職員 第三十五 は、 第二十条 同 に 対
- 38 規 給 定 附 \mathcal{O} 月 則第二十九 額、 施行 関 則第三十一 頃か 必要な事項は ら前項までに定めるも 項 の規定による給料 人事委員会規則 \mathcal{O} そ \mathcal{O} ほ \mathcal{O} で定め 他附 か 則第二十 附則第二十九 九 項 カ 項 ら前 \mathcal{O} 規 定に 項まで る \mathcal{O}

第 \mathcal{O} 表 再任用 職 員 以 外 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 中 「再任用 職員」 を 「定年前 再任 用短

勤務職員」に改め、 同表再任用職員の欄を次のように改める。

短間落員時期	即任	定年
187,700	正	基 準給料月額
215,200	迅	基 準 給料月額
255,200	迅	基 準 給料月額
274,600	田	基 準 給料月額
289,700	田	基 維 給料月額
315,100	正	基 維料月額
356,800	日	基 維料月額
389,900	迅	基 準 給料月額
441,000	迅	基 準給料月額

勤務職員」 別表第二の表再任用職員以外の職員の欄中 に改め、 同表再任用職員の欄を次のように改める。 「再任用職員」 を 「定年前再任用短時間

短間務員時勤職	即任[定年
241,500	正	基 準 給料月額
253,200	正	基 維 給料月額
257,300	E	基 維料月額
288,600	正	基 準 給料月額
305,100	正	基 維料月額
319,200	正	基 維 給料月額
342,800	正	基 準 給料月額
377,900	正	基 維料月額
409,500	田	基 準給料月額

時間勤務職員」 別表第三の 口 に改め、 の表再任用職員以外の 同表再任用職員の 職員 欄を次 の欄中 のように改める。 「再任用職員」 を 「定年前再任用短

短間務員時期	即任	(年)
234,000	田	基 準 給料月額
274,300	田	基 準 給料月額
303,000	田	基 準 給料月額
331,100	迅	基 準 給料月額
415,200	压	基準給料月額

時間勤務職員」 別表第三の ハ に改め、 の表再任用職員以外の職員の欄中 同表再任用職員の欄を次のように改める。 「再任用職員」 を 「定年前再任用短

短間務員時勤職	即任	1年
225,200	丑	基 準 給料月額
271,100	田	基 準 給料月額
298,100	田	基 準給料月額
324,400	正	基
405,200	田	基 給料月額

勤務職員」 別表第四 に改め、 の表再任用職員以外の 同表再任用職員の 職員 欄を次 の欄中 のように改める。 「再任用職員」 を 「定年前再任用短時間

定前任短間務員年再用時勤職		
217,500	丑	基 準給料月額
258,700	正	基 準 給料月額
283,500	田	基準給料月額
325,900	田	基準給料月額
384,400	迅	基準給料月額

時間勤務職員」 別表第五 \mathcal{O} 1 に改め、 の表再任用職員以外の 同表再任用職員の欄を次のように改める。 職員 \mathcal{O} 欄中 「再任用職員」 を 「定年前再任用短

1.短間務員 2.時期職	四年田	宇
296,200	田	基 準 給料月額
338,600	円	基 準 給料月額
393,000	田	基 準 給料月額
466,000	田	基 給料月額

時間勤務職員」 別表第五のロ に改め、 の表再任用職員以外の職員の欄中 同表再任用職員の欄を次のように改める。 「再任用職員」を 「定年前再任用短

然員難	即任短間 再用 韩	引和
188,700	Æ	基 準 給料月額
215,300	Æ	基 準給料月額
243,500	E	基 準給料月額
256,900	正	基 準 給料月額
282,100	E	基 準 給料月額
322,800	压	基 準 給料月額
365,000	压	基 準給料月額

時間勤務職員」 別表第五 \mathcal{O} ハ に改め、 の表再任用職員以外の 同表再任用職員の欄を次のように改める。 職員 の欄中 「再任用職員」 を 「定年前再任用短

短間 務員計載	即任司事用	1年
235,100	正	基 準 給料月額
255,400	田	基 準給料月額
262,600	正	基 準 給料月額
272,800	正	基 準 給料月額
289,100	正	基 準 給料月額
326,200	正	基 準 給料月額
370,600	迅	基 給料月額

勤務職員」 別表第六の表再任用職員以外の に改め、 同表再任用職員の 職員 欄を次 の欄中 のように改める。 「再任用職員」 を 「定年前再任用短時間

短間終員時期職	即用	州
201,500	日	基 準給料月額
241,000	丑	基 準給料月額
255,300	田	基 準給料月額
288,400	正	基 準給料月額
315,100	田	基準給料月額

连前付短間務量

(奈良県職員に 対する退職手当に関す る条例 \mathcal{O} 部 改 正

第三条 奈良県職員に対する退職手当に関する条例 (昭和二十 八年十月奈良県条例 第 应

十号)

の一部を次のように改正する。

昭 定により採用された者又は地方公務員 同条第二項中 年十二月奈良県条例第二十四号) 十号)第十八条第一項若しくは一般職 元年三月奈良県条例第三十二号) 当す 和二十五 が二十日 第二条第一項中 項、 る日数を減じ 第二十八条の五第一項若し に 年法律第二百六十 満 「十八日」 たない 「地方公務員法 た 日 日 数 数の の 下 に 場合にあ 一号)」を加える。 を加え、 第一条第一 (一月間 第四条の規定により採用された者を除く。 (昭和二十五年法律第二百六十 つては、 くは第二十八条の六第一項若しくは第二項 の任期付職員 の育児休業等に関する法律(平成三年法律 同項ただし書中 の日数 項各号に掲げる日 十八日から二十 (奈良県 の採用等に関する条例(平成十四 「地方 の休日を定める条例 公務員法」 日と当該 \mathcal{O} 日数は、 号 第二十八 日数との差に 算入し の 下 を削 (平成 ない 第百 \mathcal{O} 規 り

十八条の三第 第四条第一 項中 項 「第二十八条の二第一項」 を「第二十八条の七第一項」に改める を「第二十八条の六第一 項 に、 第二

十八条の三第一項」を 第五条第一項中 (同項」に改める。 「第二十八条の二第一項」 「第二十八条の七第一項」に改め、 を「第二十八条の 同条第二項中 六第 項 に、 (前項」を

におい 加 える 第五条の二第一項中 第五十六条 て「特定任命」 \mathcal{O} 四第一項の規定による任命 という。 退退 職 した者」 により職員となつた後に退職 \mathcal{O} 下 に (警察法 (第五条の三の二及び附則第二十二項 昭 和二十九 した者を除く。 年 法律第百六十

第五 条の三中 十年」 を 「十五年」 に 改 \Diamond 同条 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 条を 加える。

定任命に

より職員とな

つた後に退職

した者に関する準用

規定

第五条の三の二 第五条の二 (前条に お V て読み替えて適用する場合を含む。 \mathcal{O}

受け 定に 退職 条の り、 定は 額前 てい 定をする条例が お 国 韶 į١ とある 給料 より ょ る俸給月 家公務員退職手当法 てい 和二十九 よる任命 表第五条の 特定任命 7 た り職員とな 特 月額」 定任 職員とな 第五 た給料月 \mathcal{O} は (警察法 条の 年法律第百六十二号) 前 額 命 「俸給月 (第 五 二第 給料月 とあ 制定され \mathcal{O} \mathcal{O} 額が ょ 俸給月額よりも低い 減額改定をいう。 0 つた後に退職 る た後に退職 条 ŋ \mathcal{O} 昭 職員 項 第 額 減 の三の 見出 \mathcal{O} 額 れた場合において、 和二十 は \mathcal{O} が 額されることをいう。 (昭和二十八年法律第百八十二号) うち」 減額されたことがある場合 とな 一号の 「特定減額前 三及 中 した者」と、 九 した者を除 つた後に退職 「給 とあ 年法 項及 CK 第五十六条の 附則第二十二項に 料 Ł, 給料月額を支給されることとな び る 律 月 俸給月 第五 のは 第 額 当該条例による改定によ 百 「給料月額が減額されたこと 条 六 とあ した者 「俸給月額 「給料月額 _ 額 の二第一 十二号) 四第一 とあ る とあ と読 12 \mathcal{O} るのは お は 0 (特定任命を受けたこと 項第二号、 いのうち」 項 る 第五 み替えるも \mathcal{O} V 11 俸 減 \hat{O} \mathcal{O} て て 第五条の二に 十六 準用 額 給 規定によ は 「俸給 改定 特定任命」 月 特 ۲, 額 する。 条 1 定任命 り当該 \mathcal{O} \mathcal{O} 月 \mathcal{O} (給料 とする。 項中 同条並 額の減額 る任命を 兀 つた場合を含 が 第 という。 \mathcal{O} 規定され 改定 月 同 ある場合 (警察: 場合 び 額 項 条 特 定 前 1 中 \mathcal{O} \mathcal{O} ょ う。

第五条 この 条の 第六 条に 次 11 号に 条の 0 て読 規定によ 三 お み替え お 二各号列記以 の二にお \mathcal{O} 11 て同 下に 11 り て 同じ。 読み替えら 7 準用する場合を含む。 1 (第五 て読 $\overline{}$ _ 外 を 条の三の み替えて準用 \mathcal{O} を加え 部分中 加え、 れた第五条 二にお 同条第 る。 「第五条 する場合にあ の二に規定する特定減額前俸給月 以下こ 11 __ 号中 の二第 て読み替えて \mathcal{O} 「特定減 条に 項 9 \mathcal{T} お は、 額 準 の 下 11 甪 前 7 特定 給料月額 同 に す ľ る場合を含む。 減 (第五条の三 額 前 類をい 俸給月 \mathcal{O} 同 \mathcal{O} 項

字句 用する場合 水の二に に、 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 欄中 条の三の 同 規 \mathcal{O} 三に 定す 条 に える字句 「特定減額前給料月額」 あ る特定減 を 表第六条 お 0 ては 11 「第五条の三」 7 \mathcal{O} 読み 欄 中 額 \mathcal{O} 特定減額前 替 前 二の項中 「特定減 俸給月 えて準用す に 額前 額を 俸給月 改め、 \mathcal{O} 「第五条 下に 給料月 る場合に 11 う。 額 同表第六条 \neg の二第 (同条 (第五条の三の二にお 額 及 あ の規定に 次号に 0 \mathcal{U} --- の二第 7 項 は を 0 お _ 特 ょ 特定減額 VI 一 号 を 定減額 7 ŋ 「第五 の項読 読 同 4 1 が替えら 前 前 て 条 読 み替え の二第 品み替え 月 加 た 5 第五 て準 れ 項 (第 同 る

以下こ 条の規定に の号及び より読み替えられた第五条の二に規定する特定減額前 次号に お 1 て同じ。 及び」 に改め 俸給月 額を V う。

以下」 第六 条の \mathcal{O} 下に 四第 この 項中 項及 除 び第 < 五項に 以下」 お を 11 「除く。 て を加える。 第七条第 匹 項 お 11 て に 改 X

る場合を含む。 第六条の 五 中 「第五条の二」 を加える。 \mathcal{O} 下に \neg (第五条の三の二に お 11 て 読 4 替え 7 甪 す

年十二月奈良県条例第二十四号) 第七条第三項中 「一般職の任期付職員 _ を 加える。 \mathcal{O} 採用 等 に 関 す る条例 \mathcal{O} 兀

第四 第七 第十一 八項」 項」に 第三項の に、 改め、 同 七 「第四条第八 条第七 項 第十条第一 单 項 項第三号」 を「、 第七 項中 改め、 又は 同項を同条第十二項とし、 「及び第三項から前項まで」 次に 項と 第五 頃の」 「第七項第四号」を 項中 次の 項」 第三項又は第五項から第九項」に改め、 同条第十三項を同条第十四項とし、 項」 を を「第四条第九 を「第八項の」 同条第五 一項を加 「第八項第三号」に改め、 「第四項」を を「第五 える 項を同条第六項とし、 項又は第六項」 「第八項第四号」に、 「第五項」 に改め、 項 同条第十項中「第七項第三号」を を に改め、 $\overline{\ }$ に改め、 第三項及び前三項」 同項を同条第十一項とし、 に改 同項を同条第十項とし、 同 め、 項を同条第八 同条第四項を同条第五 同条第十二項中 同条第三項 同項を同条第九項 同項を同条第十三項とし、 「第七項 項とし、 $\hat{\mathcal{O}}$ に改 中 「又は第三項から第 を「第八項 第五 め 「第八項第三号」 同条第 同条第九項 項と 項 同 同条第六 項第五 を 八項 同 0) 項 条第 单 单 同条 同 中

4 を申 をし 他の める 日 0 カコ 期 とあ 間 ら当 期 し出 な 規 相当する 項及び 内に 間 る 則で定める理由によるものである職員が当該退職後一 いことを希望する場合におい ٤, 該 たときは、 \mathcal{O} 「当該 求 は 求 求職の 前 職 職 期間を合算した期間 「第四 期 項の \mathcal{O} \mathcal{O} 簡 申 申込みをしたときは、 項に 内 申込みをしな 第一項中 規定による退職手当の支給に係 込みをし とあ お 11 た日 て読 る 「当該各号に定める期間」 \mathcal{O} は \mathcal{O} いことを希望する み替えら (当該求職 て、 前 「当該合算 日 まで 規則で定めるところに 当該各号に定める期 ħ た第 \mathcal{O} の申込みをしな 期間に た 一定 項 期 る退 相当す 12 間 とある 0 職 規定する支給 内 期間 が 定 間 5 いことを希望 定年に達 る 期 に当該退 ょ \mathcal{O} $\widehat{}$ 0) り、 間 は 前 期 を加 項 年 間 「当該各号 期 中 を限度とする。 知 求職 した 間 職 事 算 「支給 にそ する一定 ことそ \mathcal{O} の申込み と た 日 に定 期間 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O}

規定に で定め を除 当該 該 実施 11 退職 た日数を超える場合における当該超える日数を除く。 期間 よる期間に算入しな るところに \mathcal{O} を開始 日 \mathcal{O} 日数が 後に 事業 ょ した職員そ 四年 り、 (そ から第 知事に \mathcal{O} 実施期間が三十 \mathcal{O} こその 他これに準ずるも 項及 旨を申し てバ 本 項 出 \mathcal{O} 日 規定に、 **上未満** たとき \mathcal{O} として規則 \mathcal{O} より は、 t \mathcal{O} 当該 算定され そ は、 \mathcal{O} 事業 で定 他 第一 規 る \mathcal{O} 8 鴚 実施 る職 で定め 期 項及び本項 間 負 \mathcal{O} 期 日 間 が る 規則 Ł (当 \mathcal{O} \mathcal{O}

第十三条第 項第一号及び第五項第二号中 「禁 錮二 を 禁 錮 に 改 \Diamond

及び第三号中 第十四条の 見出し及び 「再任用職員」を 同条第一項第一号中 「定年前再任用短時間勤務職員」 「禁錮」 を 「禁 錮 に に改 改め め、 項 (第二号

める。 「定年前 項第一号中 第十五条第 再任 用短時 一項中 「禁錮」 間勤務職員」 「第五項」を「第六項」に、 を「禁錮」 に改め、 に改め 同条第二項中 同 項第二号及 「にあ び第三号中 0 「第四項」 て は を を 「再任用 「には」 「第五 職員」 項 に 改 に改

五項中 つては」 は 第十七条第 に改め 同 条第四 「再任用職員」 を に 項 項中 中 は 「禁錮」 に改 __ を かめ、 以下この 「定年前再任用 を 「禁錮」 同条第二項及び第三項中 条」 に、 を 短時間勤務職 \neg \neg 以下こ に あ 9 7 \mathcal{O} 員 は 項 に カン に、 を あ ら第六項ま 0 に て に は は あ で に改 を 9 7 「には」 は め、 に、 を 同 条第 に改 に

ら第三十二項まで」 附 則第十五項中 「第五 に改 条の三まで」 \Diamond を 「第五条 の 三 の二まで 及 び 附 則 第二十 几 項 カュ

す る場合を含む。 則第十六項中 第五 及び 条の二」 附則第二十七項」 \mathcal{O} 下 に \neg を加える。 (第五条の三 一の二に お 11 7 読 4 替えて 用

附則第十七項中 「第五 条」 の 下 に 「又は 附則第二十五 項 を 加 え る。

項の次に次の 十条第六項」 附 則第二十二項中「令和四年三月三十一 を「第十条第七 項を加える 項」 に改め 旦 同項を附則第二十三項とし、 を「令和七年三月三十一 日 剘 に、 第二十一 第

改定 \mathcal{O} て 特定任命に そ (第五 $\bar{\mathcal{O}}$ 改定をい 者 条 0 0 減 より職員とな う。 額後 三の二の \mathcal{O} 俸給月 によ 規定により りそ つた後に退職 額 が \mathcal{O} 減 者 読み替えら 額 \mathcal{O} 俸給月 前 \mathcal{O} L 俸給月 た者 額 が ħ \mathcal{O} 額に達 基礎 減額 た第五条 さ 在 れ 職 た な 期 の二に規 にことが 間 11 場合に 中 -に俸給 定す あ そ る場合に うる俸給 $\bar{\mathcal{O}}$ 月 差額 額 \mathcal{O} お 減 月 額 額 い

け 当する額を支給することとする法令又は たことがあ \mathcal{O} るときは、 この 条例 \mathcal{O} 規定に これに準ずる給与 よる俸給月 額に は、 の支給の 当該差額を含ま 基準 -の適用 を受 な

附則に次の九項を加える。

- 24 あ 対する退職手当の基本額に 当分の つい \mathcal{O} 項」とする。 0 な て、 ては、 11 間、 職を退職 六十歳に達した日以後その者 第四条第一項 同条第一項中 した者及び同項又は同条第二項 0 ついて準用する。 「又は第五条」 規定は、 + \mathcal{O} 非違によることなく退職 · 年 とあるのは、 この場合における第三条の規定の適用 以上二十五年未満 の規定に該当する者を除る 第五条又は \mathcal{O} した者 期間勤続 (定年 附則第二十 した者 で
- 25 する。 を退職 は、 職手当の 十歳に達した日以後その 当分の間、 同条第 した者及び同条第 基本額に 項中 第五条第一 0 \neg 71 又は て準用する。 第五条」 者の非違によることなく退職 項 一項又は第二項の規定に該当する者を除く。 \mathcal{O} 規定は、 とあ この場合における第三条の規定の適用に 二十五年以 る \mathcal{O} は、 上 第五条又は \mathcal{O})期間勤続 した者 (定年の定め 附 した者であ 則第二十五 に対する退 0 0 項 っい な 7
- 26 0 前二項 11 ては 適用し \mathcal{O} 規定は、 な 次に 掲げ る 職員 が 退 職 た場合に支給す る 退 職 手 当 \mathcal{O} 基 苯 額
- だし書に規定する職員 条例第十四号) 職員の 定年等に関する条例等 第一条の 規定による改正前 \mathcal{O} 部を改正する等 \mathcal{O} 職員の定年等 の条例 に関する条例第三条た 令 和 匹 年 十月 奈良県
- 職員 給与その 他の 処遇の状況 が 前号に掲げる職員に類する職員とし で規 鴚 で定 8 る
- 27 改定は、 一般職 給料月額 \mathcal{O} 職 員の の減額改定に該当しない 給与に関する条例附 則第二十九項 ものとする。 の規定による職員 \mathcal{O} 給料 月 額 \mathcal{O}
- 28 六条の三の規定の は により退職 当分の 「定年 和 五 間、 十九 (附則第二十六項各号に掲げ その た者で規則で定めるも 年三月奈良県条例第十七号) が適用に 者の 事情によらない つい ては、 第五条 のに対する第五条の三、 る職員以外 で引き続 第二条に規定する定年退職 の三本文中 いて勤続することを困難とする理 \mathcal{O} 者に 「職員 あ 0 第五条の三の二及 ては六十歳とし の定年等 に 日 関 とあ す うる条例 び第 同項

五. げる職員以 当する年数 項第二号 第一号に 五歳とし、 の二第二号の 則で定め 日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年に 0 $\frac{\Xi}{\mathcal{O}}$ \mathcal{O} 掲げる職員に 表第五 る年齢 外の者にあ 一年に 項並び 同 項中 項第二号に掲げる職員にあつ 条第一 [とする。 つき」 「その に第六条の三の あ つては六十歳とし、 とある 者に係る定年と退職 項 つては六十五歳とし、 \mathcal{O} 項、 に達する \mathcal{O} 表第六条 第五条 は 「その者に係る定年 日 以後に \mathcal{O} ては規則 三第 同項第一号に掲げる職員にあつては六十 \mathcal{O} 項、 \mathcal{O} 同 日におけるその者 おける最初 第六条 項第一 項第二号に掲げる職員にあ で定める年齢とする。 号 つき」とする。 の二第一号 (附則第二十六項各号に掲 Oの三月三十 項及 $\bar{\mathcal{O}}$ び 第五 年齢との差に相 \mathcal{O} 項及び第六条 __ 日 条 の二第 と退職 つては

29 年数が 六条の二第 第一号の 日に 超える者に限る。 に 当分の より退職した者で規則 お 7 1 間、 年 項及び第五条の二第一項第二号の項並び て定められてい で るそ 号の その者の事情によらない あ る職 \mathcal{O} 者に係 項及び 質に に対する第五条の三の表第五条第一 第六条 るその者に係る定年がそれぞれ同表 あ る定年と退 で定めるも 0 T は、 の二第二号 職 百分 \mathcal{O} \mathcal{O} で引き続い 次 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} \mathcal{O} に \equiv 項中 表の上欄に掲げる者であ お け とあ るそ に第六条の三の表第六条の項、 て勤続することを困難とす 「百分 る \mathcal{O} 者 <u>の</u> 三 項の \mathcal{O} は \mathcal{O} 項、 年 の下 (退 職 齢 「百分 第五条の二第一 欄に掲げる年齢を \mathcal{O} \mathcal{O} 差に 日に つて、 の三」とする 相当す おい んる理由 退職 て定 項 \mathcal{O}

附則第二十六項第二号に掲げる職員	附則第二十六項第一号に掲げる職員	附則第二十六項各号に掲げる職員以外の者
年齢規則で定める	六十五歳	六十歳

30 及び 認を得た ょ に り 当 第五 廃職 分 ŋ 退職 \mathcal{O} 条の 間、 ŧ 若 \mathcal{O} その 三の二の 又は た者で規則 は 過員 公務上の 者 \mathcal{O} 規定の を生ずることによ 事情 で定め 傷病若 に が適用に よら るも な < \mathcal{O} 11 9 V は で引き続 死亡に 職制若 て り 退職 は、 第五 ょ 11 た者で り て勤続することを困 退職 、は定数 条の三本文中 あ た の改 9 者に て任 発又は 対す 命権 「十五年を」 [難とす 予算 者 る第五条 が 知 \hat{O} る理 事 減 <u>の</u> 三 \mathcal{O} 少

三本 れ るの 同 文 は 表 中 \mathcal{O} 「十年を」 下 「退職 に 掲 \mathcal{O} げる字 日に とするほ お 句 1 て定め とす か Ź。 前 6 項 れ \mathcal{O} 表 7 \mathcal{O} 11 上欄 るそ に \mathcal{O} 掲げ 者に 係 る者 る定年」 の区分に応じ、 لح あ る \mathcal{O} 第五 はそ 条 \mathcal{O}

31 るその 九項の 項、 当す 当する年数が 第一項第 六条の三 傷病若し ずることに が 7 同表 7 当 定め 定め 第六 る年 分 者の年 表の上 \emptyset \mathcal{O} -数で除 られ 5 条の二第 \mathcal{O} 下 < 間、 _ より退職 号の -欄に は れ 規定の適用に 死亡に 齢との差に |欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲 てい 職 一年である職員にあつては、 て 制若 1 掲げる年 項及び第五条の二第 るその るその 一号の て得 より した者であ た < 割合」 項及 退職 は定数 者に係る定年と退 相当する年数に 者に係る定年と退職 齢に達する日前 0 11 ては、 び第六条の二第二号の項中 した者であ とする つて任 \mathcal{O} 改廃又は 第五条 一項第二号の 命権 に退職 百分の三を乗じて得た割合を退職 0 の三の 予算 職 て附 者が知事 百分の二) \mathcal{O} \mathcal{O} 則第二十 日におけるその者の \mathcal{O} 日 したときにお 項並び に 減 表第五条第一 おけ \mathcal{O} 少 _ 承認 K とある るそ げ 九 ょ に第六条の三の 「百分の三(退職 を得た 項 り廃 る年齢と退 け \mathcal{O} \mathcal{O} る第五 者 Ō 項 表 職 は 0 0 t 若 \mathcal{O} 項、 年 年 上 L \mathcal{O} 齢と 職 条の三及 齢との差に 欄に掲げ 又 第五条 附 は 表第六条 \mathcal{O} は 日 則第二十 過員 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 公務 差に 自に 12 日 に お \mathcal{O} U を お 相 お \mathcal{O}

32 者の $\overset{\mathcal{O}}{=}$ 項の ずることに 条の三の 傷病若し に \mathcal{O} 五条の三の二及び第六条 が は お 同 項、 (退職 表 け 分 -齢との るその \mathcal{O} \mathcal{O} 云百 表第六 第五 下 くは 間、 一分の二を退職 \mathcal{O} 欄に掲げる年齢 ょ 死亡に 6り退職 職制若 者 日に 差に相当する年数が 条の二第一 条の \bar{O} 年齢 おい 項、 ょ L た者であ 7 ŋ < 定められ 項第 は定数 第六条の二第 の 三 退職した者であ \mathcal{O} \mathcal{O} 差に 日にお に達 \mathcal{O} 一号の項及び第五条の二第 相当する年数 規定 した日以後 \mathcal{O} つて任命権 改廃又 1 _ て て定め 年 1 \mathcal{O} るそ であ 適用 一号 パは予算 0 5 る職員に \mathcal{O} の項及び第六条の二第二号 12 に退 て附 者が知事 者に係 で除 n 9 職 則第二十九項 7 11 \mathcal{O} 1 減 7 L したときに るそ あ は、 て得た割 る定年と退職 \mathcal{O} 少 0 承認を得た に 第五条 の者 ては _ ょ 項第二号の V) に係 合 お 廃 \mathcal{O} の三の け 百 表 職 とする る第 る定年と 分 \mathcal{O} の 上 若 ŧ の 日 \mathcal{O} L \mathcal{O} 項並 一欄に掲 又は 五条 に 表第五条第 項中 お は の三、 退 け び 公務 過員 に第六 職 げ とあ るそ 「百分 \mathcal{O} を $\overline{\mathcal{O}}$ る 生 \mathcal{O}

営水 道の 業務に従事する企業職員 0 給与 \mathcal{O} 種 類及 び 基 準に 関 す え条例 \mathcal{O} 部 改 正

第四条 県 営 1水道 の業務に従事する 企業職員 \mathcal{O} 給与 \mathcal{O} 種 類及 CK 基 準 に 関 す うる条例 昭 和

四十二年三月奈良県条例第三十九号) の一部を次のように改正する。

同条中 県条例第十七号) の六第一項若しくは第二項」を「職員の定年等に関する条例 第二十二条の 第二条第 「地方公務員法第二十八条の四第一項、 項中 見出 第十二条又は第十三条第一項」 「第二十八条の五第一項」 し中 「再任用職員」を「定年前再任用短時 を「第二十二条の 第二十八条の に改め 五第一項又は第二十八条 (昭和五十九年三月奈良 四第一 間 勤務職員」 項」 に改 に改め、 がる。

項を加える 附則を附則第一項とし、 同項に見出しとして \neg (施行期日) _ を付 附 崱 に 次 \mathcal{O}

(定年の引上げに伴う給料に関する特例措置)

2 規定の 給料に 職員が六十歳に達した日後における最初の四月一 例により管理者が ついては、 一般職 別に定める。 の職員の給与に関する条例附則第二十九項及び第三十項の 日 以後、 当該職員に適用さ ñ る

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第五条 する。 職員 0 再任用 関する条例 (平成十三年三月奈良県条例第三十九号) は、 廃止

附則

(施行期日等)

を除く。 公布の 第二項の改正規定及び附則第二十二項の改正規定 第十五条第一項の改正規定 員に対する退職手当に関する条例第二条第二項本文の改正規定、 の給与に関する条例第二十三条の二第七項第二号の改正規定並びに第三条中奈良県職 日 か この条例)並びに附則第十一条、 ら施行する。 は、 令和五年四月一日 (「第五項」を「第六項」に改める部分に限 第二十一条、 から施行する。 第二十二条及び第三十八条の規定は、 (同項を附則第二十三項とする部分 ただし、 第二条中 第十条の改正規定、 一般 る。 職 \mathcal{O} 同条

- 2 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から適用する。
- 規定(「令和四年三月三十一日」 一項の 第三条の規定 限る。 による改正後の奈良県職員に対する退職手当に関する条例 和 (奈良県職員に対する退職手当に関する条例附 四年四月 日 を「令和七年三月三十一日」 に改 則第二十二項の 8 る部 附 則第二十 分に限る。 改正
- 第三条の 規定による改正後 \mathcal{O} 奈良県職員に対する退職手当に 関する条例 以下

新退職手当条例」 とい う。 第十条第四項 \mathcal{O} 規定 令 和 四 年 Ł 月 H

第二項 定に \hat{O} 規定 \mathcal{O} る。 規定 令和四年 (奈良県職員に対する退職手当に による改正後 十月 日 \mathcal{O} 奈良県職員に対する退職手当に 関 す る条 例第二条第 関す 、る条例 二項 本 第二条 文 \mathcal{O} 改

(職員の 定年等に関する条例 \mathcal{O} _ 部改 正 に伴う勤務 延長に 関す る)経過措 置

を超え 限 等に関する条例 三年を超え ると認めるときは 項におい 条第一項又は第二項の 規定による改正 務延長職員」 延長された期限が到来する場合にお (同条第一項の期限又は 勤 務 な 任命権者は、 て同じ。 延 11 長職 ることが 範囲内で期限を延長することができる。 とい 前の |員に係る旧定年条例第二条に規定する定年退 (以 下 . う。 職員の できな 施行 が施行日以後に到来する職員 人事委員会 規定により勤務することとされ、 「新定年条例」 $\overline{}$ 日 に 定年等に関する条例 い 同条第二項の規定によ $\mathcal{Z}_{\mathcal{O}}$ つい の承認を得て、 て、 条例 という。 いて、 \mathcal{O} 旧定年条例勤務延長期限 施行 第一条の規定による改正後 \mathcal{O} これらの期限 日をいう。 以下 第四条第一 り延長された (以下この項にお ただし、 \neg カュ 旧定年条例」 以下 \sim 職 当該 の翌日 項各号に掲 又はこ 同 日 期限をい 旧定年条例勤務延長期 期 ľ \mathcal{O} 翌 限 か 1 ら起算 と 日 は \mathcal{O} \mathcal{T} げ いう。 前に第 項の規定 カコ \mathcal{O} 旧 当該 うる事由 職員の 5 定年条 起 以下 算 旧 7 定年 が 定 第 7

て同 に 規定する定年をい 則第三条第五 部を改正 が 十一日ま られ 施行 規定する定年をい \dot{O} あ 日 権者は、 た職 三月三十一日までの 日及び令和十三年四月一日を に 日 0 お で 7 する法律 である場合には、 そ は お け 0 項又は る当該 間に け \mathcal{O} 他 基準 る旧 人事委員会規則で定め . う。 新定年条例第四条第一項若しくは第二項の \mathcal{O} (令和三年法律第六十三号。 . う。 職に 前項の規定により 定年条例定年) 人事委員会規則で定める職に、 日 以下同じ。 (施行 係る新定年条例定年 以下同じ。 施行日 間、 日 基準日 \mathcal{O} 令 が に 前日にお 11 和 る職員) · 達 勤務して 基準 う。 にお 七年 を超える職及びこれに 应月 7 日 ける新定年条例 以下この け \mathcal{O} VI (基準 を、 る職員 以下 前 る旧定年条例 いる職員 月 日における新定年条例定年 基準日 昇任 項 日 「令和三年改正法」 にお が 令 (当 該 施行 のうち、 和 定年 から基準 1) 九 降任 規定、 定年 年 相当する基準日 7 日 人事委員会規 で 同 兀 (新定年条例 基準日 ٣ (旧定 月 ある場合に 地方 Ħ 又 \mathcal{O} 日 は転 とい 翌年 公務員法 年条例第 か の前 別で定 ら基準 . う。 任す は、 以後に 日に の三月三 第三条に 和 (基準 施行 お 0 年 \mathcal{O}

とができない。

3 準用す 新定年条例 . 第四条第三項から第五項までの規定は、 第一 項の規定による勤務に 0 い

(職員の定年等 に 関する条例 \mathcal{O} __ 部 改 正 に伴う定年退職者 等 \mathcal{O} 再 任 用 12 関 す る経 過

第三条 する職に採用することができる。 に る職に係る旧定年条例定年 る情報に基づく選考により、 の三月三十 の変更等により名称が変更された職にあっ という。 おい たものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該 て同じ。 任命 \smile 権者は、 日 までの (以下この に達している者を、 間にある者であ 次に 掲げ 条から附則第六条までにお (施行日以後に新たに設置された職及び施行日 る者 一年を超えな \mathcal{O} うち、 って、 従前 ては、 当該者を採用 年齢 1 \mathcal{O} 範囲内 勤務実績その 六十 当該職が施行日の前日に 五 で任期を定め 年に 1 しようとする常 7 達する 他 職に係る年齢 「特定年齢到達年度 $\overline{\mathcal{O}}$ 人事委員会規則で定め 日 当該常時勤務を要 以 後 時勤務を に 次条第 以後に 設置されて お け 0 る 要す 一項 組織 末日 最 初

- 施行 日前に 旧定年条例第二条の規定によ り 退職 した者
- 条第一項の 旧 定年条例 第四 規定により勤務 条第一項若し した後退職 Š は第二項、 Ĺ た者 令和三年改 正 法 附 則第三条第五 項 又 は
- 0 二十五年以 当該退職 上勤 \mathcal{O} 続 日 \mathcal{O} L 翌日 て施行日前に退職 から起算して五年を経過する日まで した者 (前二号に掲げ る者を除っ \mathcal{O} 間にある者 で あ
- 兀 附則 若しくは次項、 お 百六十一号)第二十八 員法再任用 一項若しくは第二項の 0 V て、 二十五年以上 て同じ。 第六条第一 当該 退職 (令和三年改正法による改正前 をされ 項若しくは第二項の規定により採用することをいう。 次条第一項若しくは第二項、 勤 \mathcal{O} 日の 続 て施行 条の 翌日 たことがある者 規定により採用することをいう。 四第一項、 から起算して五年を経過する日まで 日 前に退職した者 第二十八条の五第一 の地方公務員法 附則第五条第一項若 (前三号に掲げ $\overline{}$ 項又は第二十八条の六第 又は暫定再任用 (昭 和二十五年法律 \mathcal{O} る者を除く。 間に、 、は第二項 次 項第六号に 旧地方公務 $\widehat{\mathcal{L}}$ の項 文は 第二 で
- 2 達 年度の 令和 係る新定年条例定年に達し 十四四 末日まで 年三月三十 \mathcal{O} 間 12 あ 日 にまでの る者であ 間、 て V 0 る者を、 て、 任命権者は、 当該者を採用 従前 \mathcal{O} 次に掲げ 勤務実績そ しようとす る者 $\tilde{\mathcal{O}}$ $\bar{\mathcal{O}}$ る常 他 う ち、 \mathcal{O} 時 人事委員会規 勤務を 特定年齢 要す 到

勤 則で定める情報に基づく選考により、 務を要する職に採用することが できる。 一年を超えない 範囲内で任期を定め、 当該常時

- 施行 日 以 後に新定年 条例第二条の 規定に ょ り 退 職 L た 者
- た者 施行日以後に新定年条例第四条第一項又は第二項 \mathcal{O} 規定に ょ ŋ が勤務 した後退 職
- \mathcal{O} 正法による改正 施行日 四第三項に規定する任期が満了 以後に新定年条例第十二条の規定によ 後の地方公務員法 したことにより退職した者 (以下 「新地方公務員法」 ŋ 採用 され た者 という。 $\bar{\mathcal{O}}$ うち、 第二十二条 和三年 改
- 兀 第三項に規定する任期が満了したことにより退職 方公務員法第二十二条の五第三項におい 施行日 以後に新定年条例第十三条第一項の規定により採用された者のうち、 て準用する新地方公務員法第二十二条の 心た者 几 地
- 六 五 あって、 あ 二十五 二十五 0 て、 当該退職 当該 年以 年以上勤続して施行日以後に退職した者 退職 上 勤 続 \mathcal{O} \mathcal{O} 日の 日 の して施行日以後に退職 翌 日 翌日から起算 カュ 5 起算 し して五年を経過する日まで て五年を経過する日 した者 (前各号に掲げる者を除 (前各号に掲げる者を除く。 まで の間 の間にある者 に、 暫定再任 で で

用をされ

たことが

>ある者

- 3 ならな 更新することが 又はこの 前二項の 項 \mathcal{O} 任期又は 規定により できる。 この 頃の 任期を更新する者の ただ Ļ 規定によ 当該任期 り更新 \mathcal{O} 末日は、 特定年齢到達年度の末日 され た任 前二項 期 は、 \mathcal{O} 規定によ 年を超え 以前でなけ な ŋ 採用す VI 範囲 る者 内 で
- 4 価の全体評価その 当該更新直前 職員をいう。 暫定再任用 一項若しくは第二項又は附則第六条第一項若しくは第二項 以下同じ。 職 \mathcal{O} 任期におけ 員 他勤務の (第一項若しく $\overline{}$ 状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができ る勤務実績が、 \mathcal{O} 前項の規定による任期 は第二項、 当該暫定再任用職員 次条第一 の更新は、 項若しく の規定によ 当該暫定再任用 は の能力評価及び業績 第二 項、 1) 採用 附 則 職員 さ 第五 れ 評 \mathcal{O}
- 5 用 職 任命権者は、 員 \mathcal{O} 同意を得なけ 暫定再任用職員 れ ば なら な \mathcal{O} 任期を更新する場合には、 1 あ 5 カ じ め当該暫定再任
- 第四条 和二十二年法律第六十七号) 命権者は、 前 条第 項の 第二百 規定によ 八 十 -四条第 る ほ カコ 項 合 \mathcal{O} 地方 (県 公共 が 組 団体 織す \mathcal{O} る 組 地 合を 方自 11

掲げ 次項並 務実績そ 内で よう る とす 任期を定め、 び \mathcal{O} \mathcal{O} に ん常時 うち、 附則第六条第 他 \mathcal{O} 人事委員会規則で定める情 特定年 勤務を要する職 当該常時勤務を要する職に採用することが _ 項及び 達年度 に係 第二項に \mathcal{O} 末日 る 旧 まで お 報に基づ 定年条例 1 て同じ。 \mathcal{O} 間 く選考に にあ 定年に達 る 者 に ょ で お L できる。 ŋ あ け 7 い 0 る前条第一項各号に て、 る者 年 1を、 当該者を採用 を超えな 前 い \mathcal{O} 勤

- 2 てい あっ で 合におけ 、きる。 る者を、 て、 和十四年三月三十 を超えな 当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係 る同項各号に掲げる者のうち、 従前 VI 0 勤務実績その 範囲内で任期を定め 一日まで \mathcal{O} 間、 他の 人事委員会規則 任命権者は、 特定年齢到達年度の 当該常時勤務を要する職に採 前条第二項 で定める情報 る新定年条例定年に達 末日まで の規定に に基 \mathcal{O} 間にあ よる 用 づく選考によ することが ほ いる者で カュ
- 3 前二項の 場合に お 11 て は 前条第三項から第五項まで \mathcal{O} 規定を準 用 す

第五条 るも 該 短 第三条第一 0 定め 間 て、 職 8 項に \mathcal{O} を占 8 \mathcal{O} あ 間 7 勤 当該 職に 務 る 勤 11 任命権者は 0 情報に基づく選考により、 お め て 務 るも \mathcal{O} 採用することができる。 る職 員 職 者を採用 項各号に 11 たときにおけ \mathcal{O} 職及び が をい \mathcal{O} て 員が 当該 同じ。 とし 常時 う。 施行 職が た場合における 掲げる者のうち、 新地方公務員法第二十二条の しようとする短時間勤務 常時 以下同 勤務を要する職 る旧定年条例定年に準じた当該職に係 施行 に達してい 日以後に組織 勤務を要する職でその ľ 日 \mathcal{O} 前 くる者を、 に係 日 旧 でそ 年を超えな \mathcal{O} 定年条例定年 に設置され 特定年齢 変更等 る 旧 \mathcal{O} 従前 職務 定年条例定年 \mathcal{O} 到達年度 によ 職 職 四第四項 1 が \mathcal{O} て (新定年条例第十二条に 当該短 範囲内で任期を定め 勤務実績そ 務 1 V) (施行 名称 たも が 当 \mathcal{O} 該 \mathcal{O} が 時 相当 末日まで 日 の規定に 以後に新 職 とした場合 間 変更され る年齢) 年齢 勤 \mathcal{O} と 他の 同 務 種 \bigcirc か \mathcal{O} (短時 た た 職 間 か \mathcal{O} をい 短 にあ 事 職 わ に 当該短 を占め 規定す らず、 お 時 設 委員会規 間 同 置さ る者 間 勤務 V 種 勤 \mathcal{O} 時 次 る 7 \mathcal{O} 뗈 則 た \mathcal{O} を

2 度 0 項 令和 定年 末 0 規定に 務 日 十四年三月三十一日までの が 当該 例 で 定年相 \mathcal{O} か 短時 間に か わらず、 間勤務 当年 あ る者であ 齢 附則第三条第二項各号に掲げ \mathcal{O} (短時 職と同 0 間、 間勤務 て、 種 当該者を採用 \mathcal{O} 任 職 \mathcal{O} 命権者は 職を占め を占 8 7 る職 11 しようとす 新 地 る 員 る者 ŧ 方公務員法第二十二条 が \mathcal{O} このうち、 لح んる短時 常 時 た場合に 勤 務 間 特定年齢 を要す 勤 お 務 け \mathcal{O} 職 到 る \mathcal{O} 新定 達年 職 に係 兀 で 第

定年条例第十二条の 年条例定年をいう。 を超えない 従前 0 範囲内で任期を定め、 勤務実績その 規定により当該短時間勤務 次条第二項及び附則第十条におい 他の 人事委員会規則 当該短時間勤務 で定め \mathcal{O} 職に採用 \mathcal{O} て同じ。 職に採用することが る情報に基 することが 一づく選考に に達してい できる者を除く。 できる。 より、 る者

第六条 3 年相当年齢に達している者を、 合における附則第三条第一項各号に掲げる者のうち、 三項におい に することができる。 基づく選考により、 前二項の ある者であって、 任命権者は、 て準用する新地方公務員法第二十二条の四第四項 場合においては 前条第 当該者を採用 一年を超えな 一項の 附則第三条第三項 従前 規定によるほか、 11 \mathcal{O} しようとする短時間勤務の職に係る 勤務実績その他 範囲内で任期を定め、 から第五項まで 新地方公務員法第二十二条の五 \mathcal{O} 特定年齢到達年度 人事委員会規則 当該短時間 の規定にか の規定を準用す 勤 旧定年条例定 の末日まで かわらず、 で定める情報 務 \mathcal{O} 職 第

- 2 項 勤務実績そ 特定年齢 囲 0 方公務員法第二十二条の五第三項にお 令和十四年三月三十一日までの 規定に 項の 内で任期を定 \mathcal{O} 規定に 職 到 \mathcal{O} 達年度の に係る新定年条例定年相当年齢に達し 他の り当該短時 かかわらず、 め、 人事委員会規則で定める情報に基づく選考によ 末日までの 当該短時間勤務の職に採用することができる。 間勤務 組合における附則第三条第二項各号に掲げ 間にある者であ \mathcal{O} 間、 職に採用することが 任命権者は、 1 て準用する新地方公務員法第二十二条 って、 てい 前条第二項 る者 当該者を採 できる者を除く。 (新定年条例 \hat{O} 用 1) 規定によるほ しようとす 第十三条第 る者のうち、 年を超えな 従前 る短 7)3 0) 兀
- 3 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職及び年齢 前二項の 場合にお 11 ては、 附則第三条第三項から第五項までの規定を準用

第七条 令和三年改正法附則第八条第三項の条例で定める職は、 次に掲げる職とする。

- 一施行日以後に新たに設置された職
- 施行日 以後に 組織 \mathcal{O} 変更等により名称 が変更され た職
- 2 係る年齢とする 令和三年改正法附 の前日に 設置され てい 則第八条第三項の たものとした場合におけ 条例で定める年齢は る旧定年条例定年に準じた当該 前 項に規定する職 が 施行

第二十二条の 三年 改正 兀 第四 法附 項 則第 \mathcal{O} 条例で定め 八条第四 項 る職及 \mathcal{O} 規定に 75 年齢 ょ り読 み替えて適用す る新 地方公務員法

和三年改正 十二条の 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合に 四第四 法附則第 項 \hat{o} 条例で定め 八条第四項の る職は、 規定により読み替えて適用す 次に掲げる職とする。 る新 地方 公務員法第二 お け る令

- 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- 施行日以後に組織の 変更等により名称が変更された短時間勤務 \mathcal{O}
- 2 務が前項に 条の四第四項の条例で定める年齢は、 年改正法附則第八条第四項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第二十二 いたものとした場合において、 令和三年改正法附則第四条から第七条までの規定が適用される場合に 準じた前項に規定する職に係る年齢とする。 規定する職と同種の職を占めているも 当該職を占める職員が、 前項に規定する職が施行日の前日に設置され のとしたときにおける旧定年条例 常時勤務を要する職でその職 おける令和三 定 7

和三年改正 法附則第八条第五項の条例で定める職 並 び に条例 で定め る者及 CK 員

第九条 月一日 る新定年条例定年を超える職とする。 たもの 職が基準 (施行 令和三年改正法附則第八 とした場合にお 1日を除 日 (附則第三条か いて、 をい 基準日 . う。 条第五項の ら第六条までの規定が 以下こ 12 お の条にお 条例で定め け る新定年条例定年が į١ る職は、 て同じ。 適用される間にお 次に掲げ 基 の前 準 日 日 け る職 \mathcal{O} 前 る各年 設置され 日 \mathcal{O} \mathcal{O} て

- 基準日以後に新たに設置された職 (短時 間勤務 \mathcal{O} 職を含む。
- 基準日以後に組織の 変更等により 名称が変更された職 (短時間勤務 \mathcal{O} 職 を含

2 条例定年に達してい 前日に設置されていたものとした場合において、 令和三年改正 法 附 る者とする。 則第八条第五項の 条例 で定める者は、 同日に 前 おける当該職に係る新定年 項 E 規定す る職 が 基準

3 定年条例定年に 準日の前 令和三年改正 日に設置されてい 達してい 法附則第八条第五項の条例 る職員とする。 たものとした場合におい で定める職員は て、 同 日 第 における当該職 項 E 規定する職 に係る新 が 基

(職員の定年等に関する条例 \mathcal{O} _ 部改正に伴う定年前 再任用短時 間 勤 務 職 員 関 す

任命権者は、 基準 日 令 和 七 年四 月 月 令 和 九 年 兀 月 旦 应

間勤 基準日 年前再任用短時 項の規定により 条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、 新定年条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用することができず、新定年 事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては 相当年齢引上げ から新定年条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務 した者を含む。 (令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例 三月三十一日 日 務職に 基準日 \mathcal{O} 設置された短時間勤務 る新定年条例 及 人事委員会規則で定める短時 条に び令和十三年四 の前日までに新定年条例第十二条に規定する年齢六十年以上退職者 .係る新定年条例定年相当年齢に達 \mathcal{O} お 前 1 '間勤務職員) 採用された職員 短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達し ま 日に 7 のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年 に定年相当年齢を超える短時間 で 「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」 おい \mathcal{O} 間、 月 て同日に 基準 日を \mathcal{O} を、 職そ 日 11 (以 下 間勤務 昇任 . う。 にお おける当該新定年条例原 \mathcal{O} 他 Ļ \mathcal{O} ける新定年条例定 以下この 「定年前再任用短時間勤務職員」 \mathcal{O} 人事委員会規則 職に 降任 条にお j あ てい 新定年条例第十二条又は第十三条第一 勤務 0 ては、 で定め る定年前再任用 \mathcal{O} 又は転任することが 人事委員会規則で定める者) 職 1 で定め 及 年 て同 る年齢 相当年 びこ 則定年相当年 した後基準 人事委員 ľ る短時 れ iz 短時 会規 てい が 相 カュ 当す 基準 日 間 5 間勤務職 という。 できな る者 勤 則で定める定 齢引上げ短時 と 以後に退 いう。 (基準 務 Ź 準 日 日 \mathcal{O} \mathcal{O} (当該人 滙 前 い \mathcal{O} 翌年 員 日 日 日 以

年とする 一条 令和三年改正法附則第二条第三項に規定する条例 で定める年 年

般職の 職員の 給与に関する条例 \mathcal{O} 部改 正に伴う経過措 置

第十三条 第十二条 再任用 適用さ 月額は 用短時間 与条例」 則第三条第五項又は 当該暫定再任用職 という。 る 当該暫定再任用職員が定年前 勤務職員」 暫定再任用 第二条の規定による改正後の 般職 勤務職 \mathcal{O} 職員 職員 員 とい 附則第二条第一項の 附則第二十九項から第三十八項までの規定は、 \mathcal{O} . う。 員 欄に掲げ の給与に関する条例第四条第一 (短時間勤務の \mathcal{O} 属す を除く。 る職務 る基準給料月額 一般職 再任用短時間勤務職員 規定によ 職を占める暫定再任用 \mathcal{O} 以下この条及び次条に 級 に応じ \mathcal{O} 職員の給与に関する条例 \mathcal{O} り勤務し うち、 た額とする 項に規定す 同条例: て であ いる職員に おい 職員 第六条第 る 令和三年改正 うる給料 て同 t 以下 \mathcal{O} Ü は適用し 以下 ·「暫定 表 の定 項 た場合に \mathcal{O} \mathcal{O} 法附 給料 再任 な 新 V)

- 第十四条 を乗じて得た額とする」とする 二十九号)第三条第一項又は第五項 職員の勤務時間を職員の 成四年三月奈良県条例第二十九号) 項に規定する育児短時間勤務をして V 7 は、 地方公務員の育児休業等に関する法律 同 条中 「とする」 勤務時間、 とある 休暇等 第十二条の規定によ 1 \mathcal{O} の規定により定めら は、 る暫定再任用職員に対す に関する条例 に、 (平成三年法律第百十号) 職員 \mathcal{O} り定め 育 れた勤務時間で (平成七 児休 ·業等 る前 5 年三月奈良県条 れ た当該 に 条 関 の規定の 除 する条例 暫定再 第十条第 して得た数 適用に 伞
- 第十五条 で除し げる基準給料月額のうち、 該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一 務職員の に関する条例第四条第一項に規定する給料表 定年前再任用短時間勤務職員であるも 七年三月奈良県条例第二十九号) て得た数を乗じて得た額とする。 属する職務の級に応じた額に、 暫定再任用短時間勤務職員の 同条例第六条第一 第三条第三項又は第五項 給料月 のとし 職員 額は、 項の規定によ の定年前再任用短時間勤務 た場合に適用さ の勤務時間、 項又は第五 当該暫定再任 の規定に 休暇等に関する条例 り当該暫定再任用短 れる一 項に規定する 用短時 般職 より定め 職員 間 \mathcal{O} 職員 勤務時 5 務 \bigcirc 時 \hat{O} n 伞 間勤 た当 員
- 第十六条 給与条例第十 第二十条の 暫定再任用短時 兀 \mathcal{O} の六第二項、 規定を適用する。 間勤務職員は、 第十三条第二項及 定年前 再任用短時 び第四 項、 間 第二十条の 勤務職員とみ 三第 な 項並 て、 75
- 第十七条 十九条第三項、 暫定再任用職員は、 第二十条の二第二項及び第二十条の 定年前再任用短時 間勤務職員とみ 七第二項 の規定を適用する な て、 新 給与条
- 第十八条 項若し 同 第二項、 を改正する等の 年前再任用短時 定の適用に 勤勉手当の 員及び 項第二 暫定再任用職 第四条第一項若し 新給与条例第二十条第一項の は第二項の 額の 9 1 「定年前再任用短時間勤 条例 ては、 間勤務職員及び暫定再任用職員 同条第二項各号に掲げる職員 規定に (令和四年十月奈良県条例第十四号) III 同項第一号中 とする。 より採用され は第二項、 「定年前再任用短時間勤務 職員に暫定再任用職員が含まれる場合にお 務職員」 た職員をい 第五条第一 \mathcal{O} とあ 区分ごとの総額 (職員の定年等に関する条例等の . う。 項若しく るの は 附 「定年前 次号に 則第三条第一項若し は第二項又は第六条第一 職員」とあるの の算定に係る同項 再任 お 11 用短時 て 同じ。 は 間 け \mathcal{O} 「定 規 る
- 第十九条 前六 条に定め るも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カン 暫定再任用職員に 関 必要な事 項 は、 八事委員

会規則で定める。

(奈良県 職員に対する退職手当に関する条例 \mathcal{O} 一部改正に伴う経過措

第二十条 例等の は、 第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。 項若しくは第二項、)」とする。 同 項中 一部を改正する等の条例 暫定再任用職員に対する新退職手当条例第二条第 以下 第四条第一項若しくは第二項、 「職員」という。 (令和四年十月奈良県条例第十四号) _ とあるのは、 第五条第一 \neg (職員 項 項若しくは第二項又は \mathcal{O} 規定 の定年等 以下 附 の適 則第三条第一 「職員」 用 12 関する条 0 とい 11 7

第二十一条 二条第二項の規定は、 なる勤続期間 文の改正規定に限る。 の例による。 第三条の規定 0 計算に 令和四年十月一日以後の期間における退職手当の支給の基礎と つい による改正後の奈良県職員に対する退職手当に関する条例第 (奈良県職員に対する退職手当に関する条例第二条第二項本 て適用し、 同日前 の当該期間 の計算に 0 1 て は、 なお従前

第二十二条 する同 準ずるもの るに至った者に限るも 項の 規定の として同項の 新退職手当条例第十条第四項に規定する事業を開始 適用に \mathcal{O} とする。 つい 規則で定める職員 ては、 令和四年七月 (以 下 「事業開始職員等 日以後に事業開 た職員その他これ 始職員等に という。 該当す

に伴う経過措置 (県営水道の 業務に従事する企業職員 \mathcal{O} 給与 \mathcal{O} 種類及 び基準に 関する条例 \mathcal{O} -- 部 改正

第二十三条 定による改正 条例第二十二条の 暫定再任用職員は、 後の 規定を適用する。 県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する 定年前再任用短時間 勤務 職員とみな して、 第 应 条 \mathcal{O}

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第二十四条 部を次のように改正する。 職員の 分限に関する条例 (昭和二十六年八月奈良県条例第四十六号) \mathcal{O}

務の級に 11 0) 規定による他の 第三条中 分類され 「とする」 てい 職 改 ^ を「並びに法第二十八条の二第一項に規定する降給 8 る職務を遂行することとなつた場合に 0) 転任により現に属する職務 の級 より同 お 11 _ の給料表 て、 降格することを \mathcal{O} (同 下位 項本文 の職

第三条の二中 「降任された」 を 「降任に ょ り 現に属する職務 \mathcal{O} 級 り 同 \mathcal{O} 表

合に \mathcal{O} 下位 お ٧١ |の職 7 務の を 級に分類されている職務を遂行することとなつた」に、 該 当し」 に、 「認めるとき」 を 「認め る場合」 に改め る。 「該当する場

二項を加える。 附則を附則第一 項とし、 同項に見出しとして (施行期日) を付し、 附則に 次 \mathcal{O}

(経過措置)

2 例(昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号) 当分の間、 則第二十九項の規定の適用を受ける職員に対する第三条の規定の適用に する」とする。 一般職の職員の 同条中 給与に関する条例 「とする」とあるのは、 (昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号) 「並びに一般職 附則第二十九項の規定による降給と の職員 の給与に関する条 9 1 ては、 附

(書面の交付に関する特例措置)

3 には、 こととなった旨の通知を行うものとする。 降給の場合には、 第五条の規定は、 人事委員会規則の規定により、 適用 一般職の職員の給与に関する条例附則第二十九項 しない。 この場合において、 同項 の規定の適用 同項 により給料月 の規定の適用を受ける職員 額が異動する の規定に よる

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第二十五条 四十七号) 職員の の一部を次の 懲戒の ように改正する。 手続及び効果に関する条例 (昭和二十六年八 月 奈良県条例 第

 \mathcal{O} ように加える。 第四条中 |期間、 \mathcal{O} 下に 「その発令の日に受ける」 を加え、 同条に後段として次

額を超えるときは、 の場合におい て、 当該額を減ずるものとする。 その 減ずる額 が現に受ける給料 の月額の 十分の に 相当する

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二十六条 号)の一部を次のように改正する。 職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和三十一年十月奈良県条例第三十六

三条第一項」 員の定年等に関する条例 四第一項、 第八条第一項中 第二十八条の に改め、 「地方公務員法 五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」 (昭和五十九年三月奈良県条例第十七号) (以下 「再任用職員」 (昭和二十五年法律第二百六十一号) とい . う。 を削る。 第十二条又は 第二十八条の 第十 職

附則に次の一項を加える。

般職 0 職 員の給与に関する条例 の一部改正に伴う経過措置)

9 条の 五項又は第三十六項の規定による給料の額との合計額」 給料月額と一般職 般職 第三 項 \mathcal{O} 一項の \hat{O} 職 員の 規定による給料を支給される職員 規定の \mathcal{O} 給与に関する条例附則第三十 職員の給与に関する条例附則第三十一項、第三十三項、 適用に つい ては、 これら に対す \mathcal{O} 項中 項、 る第三条の四第二項及 第三十三項、 「給料月額」 とする。 とあ 第三十五 る \mathcal{O} 第三十 び第十 一項又は は、

(職員の 特殊勤務手当に関する条例の 一部改正に伴う経過措置

第二十七条 による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第八条の規定を適用する。 暫定再任用職員は、 定年前再任用短時間勤務職員とみなして、 前条の

(奈良県職員等に対する退職手当に関する条例の 一部を改正する条例の 一部改

第二十八条 四十八年十二月奈良県条例第九号) 奈良県職員等に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例 の一部を次のように改正する。 韶 和

第二十四項か 条例第三条から第五条の三まで」]則第五 「第五 発まで」 項中 ら第三十二項まで」 「に新条例」を「に奈良県職員に対する退職手当に関する条例」 の下に 「又は附則第二十四項若しく を に改める。 「同条例第三条か ら第五条の三の二まで及び は第二十五項」 を加え、 附則 に改 「新

えて準用する場合を含む。 「新条例第五条の二」 附則第六 項 中 「に新条例」を「に奈良県職員に対する退職手当に を「同条例第五条)及び附則第二十七項」 *の* (同条例第五条の三の二におい に改める。 関する条例」 て読 み替

条又は 則第七 附則第二十五項」に改める。 項中 「新条例第五条」を 「奈良県職員に対する退職手当に関する条例 第五

(外国の 附則第八項中 地方公共団体の機関等に派遣される職員の 「新条例」を「奈良県職員に対する退職手当に関す 処遇等に関する条例の一部改正) る条例」 改

第二十九条 和六十三年三月奈良県条例第二十八号) 外 国 の地方公共団体の機関等に派遣される職員 の一部を次 のように改正する。 の処遇等に関する条例 (昭

第一項の規定に 第二条第二項第 項 次 0 号を加 「第二十八条の より採用された者を除く。 一号中 える。 \neg (地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条 七第一項」に 改 め、 を削 同 項中 り、 第五号を第六号とし、 同項第四号中 「第二十八条の 四号 0

職 員 \mathcal{O} 定年等に関する条例 昭 和五十九年三月奈良県条例第十七号) 第九

規定する職 四 項か 項 までの ら第四項までの規定により同条第一項に規定する異動 を占 規定により延長された期間を含む。 \otimes る職員 を延長された同条例第六条に 期間 同 項 か 5 同条

伴う経過措置 国の 地方公共団体の 機関等に派遣される職員 \mathcal{O} 処遇等に関する条例 \mathcal{O} 部 改 正

第三十条 の一部を改正する等の る職員」 る条例第二条第二項第 しくは第二項又は第四条第 の規定による改正後の 」とする。 とあるのは、 暫定再任用職 条例 外国の 員の 一号の規定の適用に 「任期を定めて任用される職員 うち暫定再任用 一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。 (令和四年十月奈良県条例第十四号) 地方公共団体 つい \mathcal{O} 短時間勤務職員を除 機関等に派遣される職員 ては、 同号中「任期を定めて任用され (職員の定年等に関する条例等 11 附則第三条第一項若 た 職員 \mathcal{O} 処遇等に関す に対 す る

(職員の育児休業等に関する条例の __ 部改正)

第三十一条 職員の育児休業等に関する条例 (平成四年三月奈良県条例第二十九号) \mathcal{O}

部を次のように改正する。

第二号の次に次の 第二条第一項中 第五号を第六号とし、 一号を加える。 第四号を第五号とし、 第三号を第四号とし、

三 含む。 項に規定する異動期間 職員の を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員 定年等に関する条例第九条第一 (同項から同条第四項までの規定により延長された期間を 項 から第四 |項ま で \bigcirc 規定に り 同 条第

第十条中第三号を第四号とし、 第二号の次に次 \mathcal{O} 一号を加える。

三 職員の定年等に関する条例第九条第一項か 項に規定する異動期間)を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員 (同項から同条第四項までの規定により延長された期間を ら第四項までの規定により 同条第

務職員」 十三条第二項及び第四項の 第十七条の表第六条第十項の に 改 8 同表第十三条第五項 項中 項を削り、 「再任用短時間勤務職員」 \mathcal{O} 河を次 同表第十一条の六第二項第二号の のように改め を「定年前再任用短時間 る 項及 び 勤 第

第十三条第五 項 前 項 平成 職員 0 育 年三月奈良県条例第二十九 児休業等 に 関 す うる条例

兀

号) えら れた前 第十七条の規定により読み替 項

年前再任用短時間勤務職員」 第二十五 第二十条の三第一項並びに第二十条の 条第二項 の表第十一条の六第二項第二号 に改め、 同表第十三条第五項の項を次のように改める。 兀 0 項中 の項及 「再任用短時間勤務職員」 び第十三条第二 項及 を U 第四

り読み替えられた前	号)第二十五条第二項の規定によ	平成四年三月奈良県条例第二十	第十三条第五項 前項 職員の育児休業等に関する条例
前項	三項の規定に	県条例第二-	に関する条例

再任用短時 第二十六 間勤務職員等」 条第二号中 「第二十八条の を 「定年前再任用短時間勤務職員等」 五第一 項 を 「第二十二条の四 に改める。 第 項

第二十七条第一 に改め 項中 「再任用短時間勤務職員等」 を「定年前再任用短時間勤務職員

勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め 第二十八条第二項第一号中 「地方公務員法第二十八条の五第一項に規定す る。 る短

附則に次の二項を加える。

- 3 間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。 規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時 ついては、 育児短時間勤務をしてい 同項中「)とする」 る職員に対する給与条例附 とあるのは、 こに、 勤務時間条例第三条第二項の 則第二十九 項 の規定の 適用に
- で」とあるのは、 \mathcal{O} 規定の適用を受ける場合における第二十二条の適用に 育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員が給与条例 「前条まで及び附則第三項」とする。 9 いては、 同条中 附 則第二十九 「前条ま 項

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第三十二条 第二十八条の六第一 第三条第三項中 職員の 勤務時間、 「地方公務員法第二十八条の四第 項若しくは第二項」 休暇等に関する条例 を 「職員 の 一 の定年等に関する条例 項、 部を次のように改正する。 第二十八条の 五第一項又は (昭和五十九

八条の 務職員」を 年三月奈良県条例第十七号)第十二条又は第十三条第一項」 五第 「定年前再任用短時間勤務職員」 項に規定する短時間勤務の 職を占めるもの」 に改め を削 に改め、 り、 再任用短時間勤 「で同法第二十

条中 第四条第一項ただし書及び第二項ただし書、 「再任用短時間勤務職員」を 「定年前再任用短時間勤務職員」に改める 第五条第二項、 第十三条並 びに第十六

(職員の勤務時間、 休暇等に関する条例 \bigcirc 一部改正に伴う経過措置

第三十三条 を適用する。 前条の規定による改正後の 暫定再任用短時間勤務職員は、 職員の勤務時間、 定年前再任用短時間勤務職員とみなし 休暇等に関する条例第三条第三項の規定

(公益的法人等 \sim の職員の 派遣等に関する条例 \mathcal{O} 部改正)

第三十四条 公益的法人等 \sim の職員の派遣等に関する条例 (平成十三年十二月奈良県条

例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第六号とし、 第四号の次に次 の一号を加える

五. 項に規定する異動期間 職員の定年等に関する条例第九条第一項から第四項までの規定により同 (同項から同条第四項までの規定により延長され た期間を 条第

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

を延長された同条例第六条に規定する職を占める

職員

含む。

第三十五条 第二十四号) 般職 \mathcal{O} 一部を次 \mathcal{O} 任期付職員 \mathcal{O} ように改正する。 \mathcal{O} 採用等に関する条例 (平成十 四年十二月奈良県条例

項及び第七 任用短時間勤務職員」 うに改める。 及び第十三条第二項及び第四項、 第十一条第三項の 項の 項を削り、 表第六条第十項の項を削 を「定年前再任用短時間勤務職員」 同表第十三条第五項の項及び第十三条第七項の項を次のよ 第二十条の三第 り、 同表第十 一項並びに第二十条の に改め、 一条の六第二項第二号 同表第十三条第五 几 \mathcal{O} 項中 \mathcal{O} 「再

第十三条第七項	第十三条第五項
第二項	前項
規定により読み替えられた第二項任期付職員条例第十一条第三項の	規定により読み替えられた前項任期付職員条例第十一条第三項の

同項	前項
及び前項規定により読み替えられた第五項任期付職員条例第十一条第三項の	前二項

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第三十六条 職員の高齢者部分休業に関する条例 (平成十七年三月奈良県条例第四十三

号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項を第四項とし、 第一 項の 次 K 次 の二項を加える。

(経過措置)

2 3 掲げ 齢者 第三条ただし書に規定する職員には、 三年三月三十一日までの 十月奈良県条例第十四号)第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例 規定の適用に 前項 令和五年四月一 る 期間の \mathcal{O} 分休業を申請した職員に係る定年に達する日が令和五年四月一 規定は、 区分に応じ、 9 1 ては、 職員の定年等に関する条例 日から令和十三年三月三十一日まで 同項中 間である場合に それぞれ同表 「規定する年齢」 適用 お の下欄に掲げ しない 1 ては、 \bigcirc 一部を改正する等 とあるのは、 同条例附品 る字句 の間における第二条第二項の とする。 則第三項の 「規定する年齢 \dot{O} 条例 日 」とする。 表 か (令和 ら令 の上欄に 四年 (高

(奈良県職員に対する退職手当に関する条例 \mathcal{O} 一部を改正する条例 \mathcal{O} 部改

第三十七条 八年三月奈良県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。 奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (平成十

に 附則第二条第一項中「、 改める。 新条例」を「、奈良県職員に対する退職手当に関する条例

第三十八条 年七月奈良県条例第六号) 奈良県職員に対する退職手当に関する条例 の一部を次のように改正する。 \mathcal{O} 部を改正する条例 (令和元

める。 に、 則第四 頃中 新条例の」 「うち、 を 新条例」 「同条例の」 を 「うち、 に、 「対する新条例」 奈良県職員に 対する退職手当に を 「対する同条例」 関す に改 る条

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 附則第五 項中「新条例」を「奈良県職員に対する退職手当に関する条例」に改める。 \mathcal{O} 部 改正)

第三十九条 和四十六年十二月奈良県条例第十六号) 義務教育諸学校等 の教育職員 の一部を次 の給与等に関する特 のように改正する。 別措置に関する条例 韶

項を加える。 第二条第二項中 附則を附則第一項とし、 「第二十八条の五第一項」 同項に見出しとして を「第二十二条の四第一項」 「(施行期日) 」を付し、 附則に次の に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例 \mathcal{O} _ 部改正に伴う経過措置)

2 るのは、 条例第三十三号) れる職員に対する第三条第一 額との合計額」 給与条例附則第三十一項、 「給料月額と一般職 とする。 附則第三十一項、 項の規定の適用につい 第三十五項又は第三十六項の規定による給料を支給さ \mathcal{O} 職員の給与に関する条例 第三十五項又は第三十六項の規定による給料の ては、 (昭和三十二年九月奈良県 同項中 「給料月額」とあ